

発議第12号

長島愛生園・邑久光明園のハンセン病療養所を地域に開かれた医療・福祉施設
として存続・発展させることを求める意見書の提出について

長島愛生園・邑久光明園のハンセン病療養所を地域に開かれた医療・福祉施設として存続・
発展させることを求める意見書を別紙のとおり提出する。

平成20年6月25日提出

厚生委員会

委員長 尾 川 直 行

提案理由

長島愛生園・邑久光明園のハンセン病療養所が国民の貴重な医療機関として活用され、地域
に開かれた医療・福祉施設として存続・発展するよう、地方自治法第99条の規定により内閣総
理大臣及び関係行政庁等に意見書を提出しようとするものである。

長島愛生園・邑久光明園のハンセン病療養所を地域に開かれた医療・福祉施設
として存続・発展させることを求める意見書（案）

2001年の熊本地裁判決を契機に、国はハンセン病問題への対応を抜本的に改めることを表明しました。その内容は「入所者が在園を希望する場合は、終生の在園を保障するとともに、社会の中で生活するのと遜色のない水準を確保するため、入所者の生活環境及び医療の整備を行うよう最大限つとめる」というものです。この趣旨にのっとり、さる6月11日、「ハンセン病問題基本法」が国会で成立しました。

すでに、長島愛生園・邑久光明園の両園の入所者の平均年齢は80歳を超え、毎年40人前後の方が亡くなっています。「他の組織・経営による施設の受け入れをはかる」などとした将来構想案を一日も早く実現することが求められており、施設を国民の貴重な医療機関として活用をはかり、ハンセン病療養所を地域に開かれた医療・福祉施設として存続・発展させることが、入所者の療養権・生活権を最後の一人まで保障することにもなります。また、そのことが労働者の雇用を守ることにつながり、地域の発展にもなります。

つきましては、次の事項について特段の配慮がなされるよう強く望みます。

記

- 1．長島愛生園・邑久光明園のハンセン病療養所を地域に開かれた医療・福祉施設として存続・発展させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年6月25日

岡山県備前市議会

（意見書提出先）

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣

岡山県知事